

平成29年第9回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年9月7日(木) 13時32分から14時51分

2. 開催場所 香美市役所 3F会議室

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	3番	公文 久郎			
委員	1番	三谷 富重	2番	大岸 高晴	4番 三木 克司
	5番	森安 正	6番	水田 義郎	7番 上島 陽子
	8番	岡田 修一	9番	村田 正博	10番 宗石 和彦
	11番	横山 実男	12番	西岡 久	13番 堤 昭雄
	14番	西村 広幸	15番	小松 和啓	16番 門脇 節夫
	18番	小松 源一			

4. 欠席委員 (1名)

17番 山崎 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第6号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第7号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務次長	西村 安史
農地主幹	公文 正志
農地主幹	山中 詩麻
農地係長	伊井 英智

7. 会議の概要

開会 (13時32分)

議長

こんにちは。ええと、本日の会を進めていきたいと思えます。あのう、どう言いますか、最近ちょっと秋めいて涼しい季節になってきました。若干天候不順と言えるかも知れませんが、これから先、香北、物部の人でもありますね、稲刈りがシーズンになって来てますけども、天候が非常に心配だと思えます。今日は会を進めていきたいと思えますが、後、皆様方にちょっと資料を配らせて頂いておりますけども、まあ、2件ほどちょっと問題が発生しています。皆さん方でちょっとご協力を頂けたら有難いと思えますのでよろしくお願いをしたいと思えます。

それでは本日の会を進めていきたいと思えますのでよろしくお願いを致しま

す。本日のですね、議事録署名につきましては小松源一委員、三谷富重委員にお願いをしたいと思いますのでよろしくお願いを致します。欠席者は1名の報告がっておりますが、まだ、席が2所空席になっております。村田正博委員につきましては、先程連絡があつて20分位ちよつと遅れるということで連絡が有りました。岡田君については連絡が入っていませんが、そのうち、出席して頂けると思います。まあ、定足数には達しておりますので、本日の会を進めていきたいと思つたのでよろしくお願いを致します。

それでは、議題に沿ひまして、第1号議案農地法第3条の規定による許可申請につきまして説明をお願いを致します。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、譲渡人、
申請地は香北町美良布字茶畑660番、地目は田、面積は228㎡、外1筆計2筆で合計1,179㎡、譲受人の耕作面積は3,339.00㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模の拡大、権利の種類は所有権移転売買、資料は1で、10a当り400,000円で総額471,600円です。

以上です。

議長

ええと、以上説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思つた。皆さん方からご意見を頂きたいと思つた。何か有りませんか。まあ、資料の通りですね、格段問題も無いかと思つた。そういうことですので、皆さん方からご意見が無ければですね、採決に入つていきたいと思つたが、ご異議ございませんか。

—— 異 疑 な し ——

議長

はい、それでは、議案第1号農地法第3条による許可申請につきまして賛成の方の挙手をお願い致します。

—— 全 員 挙 手 ——

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願い致します。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

1番、申請人、
申請地は土佐山田町宮ノ口字西野地425番1、地目は畑、面積は826㎡の内30㎡、転用目的は納骨堂1基と供養塔1基、建築面積は4.8㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、農地区分は1種農地、資料は2、調査員は大岸委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であつて、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

2番、申請人、
申請地は香北町西川字西栗ノ木甲1367番1、地目は畑、面積は439㎡の内10.5㎡、転用目的は納骨堂1基と供養塔1基、建築面積は3.47㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、農地区分は2種農地その他、資料は3、調査員は宗石委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であつて、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため第2種農地であると判断されます。

3番、申請人、

申請地は香北町美良布字東野地827番、地目は畑、面積は568㎡の内33㎡、転用目的は納骨堂1基、建築面積は2.1㎡、区域区分はその他、開発行為は不要、農地区分は2種農地、資料は4、調査員は小松委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、香美市香北支所から約500m以内に位置し、旧香北町の中心地域内にある小規模農地であることから第2種農地であると判断されます。
以上です。

議長 すみません。説明が終わりましたが、続いてですね。調査員の方から補足説明をお願いしたいと思しますので大岸委員から順次お願いを致します。

委員(2番) はい、資料の2の1見よって貰ったらわかるように、まあ、これ、真ん中がこう段差になって2筆みたいに分かれちゃうんですけど、1筆みたいで、それで隣地の許可も貰っているそうなので問題無いと思います。

議長 はい、宗石委員。

委員(10番) はい、場所から言います。資料3の1を見て頂いて、国道195号線から、香北赤岡線に5キロ位入って、香北赤岡線から更に200m以上上上がった場所が現場です。家は3軒建っておりましたが、現在住んでおるのは1件だけで、まあ、一番下の家の方が申請しているわけですが、ここはほとんど山で有りまして、ほとんど問題無いと思われます。
以上です。

議長 はい、すみません。3番の小松委員さん、すみません。

委員(15番) ええと、資料4の1をお願いします。場所は香北中学校の北東になるところですけど、農道の前は物部川です。ここは昔養蚕のための桑を作っておった農地で有りまして、農地的には評価が高いところでは有りません。周りの、周囲の同意も得ておりますので、問題無いと思われます。

議長 はい、補足説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思います。皆さん方でご質問があれば伺いたいと思います。何かございませんか。今回から、どう言いますか、地図の、写真と一緒にですね、土地利用計画図をですね、添付させていただいてます。これをひとつ参考にですね、ご協議いただいたらと思います。

事務局 すみません、1番ですが、補足説明をさせていただきます。1番については1種農地ということで原則転用不可ですが、この2の1の資料を見て50m、55mと表示していますが、集落から60m以内に生活に必要な家、土地についてはですね、特別に認められる要件が有りますのでそれに該当するという事で表示をさせていただいております。

議長 何か質問は有りませんか。格段無ければ格段問題もないというふう判断します。採決に入りたいと思いますがご異議ございませんか。

— 異 疑 な し —

議長 はい、それでは、議案第2号農地法第4条による許可申請についての賛成の方の挙手をお願い致します。

— 全 員 挙 手 —

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願い致します。

事務局

議案第3号農地法第5条による許可申請について説明します。

1番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、外1名、申請地は土佐山田町佐古藪字東ヨシモト324番1、地目は畑、面積は905㎡の内396.26㎡、転用目的は軽量鉄骨造2階建住宅1棟の分家住宅、権利の種類は使用貸借権設定、建築延面積は90.29㎡、区域区分はその他、開発行為は必要です。資料は5、農地区分は1種農地、調査員は大岸委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから1種農地であると判断されます。

2番、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、申請地は土佐山田町間字鎌田丸49番1、地目は田、面積は286㎡、外1筆、計2筆で合計面積299㎡、転用目的は木造平屋建住宅1棟の分家住宅、権利の種類は使用貸借権設定、建築延面積は114.99㎡、区域区分はその他、開発行為は必要です。資料は6、農地区分は2種農地その他、調査員は大倉推進委員です。申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、1種農地、2種農地及び3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため2種農地であると判断されます。

以上です。

議長

すいません、補足説明で大岸委員、すいません、1番をお願いします。

委員(2番)

これはあのう、資料5の1を見ていただいたらわかりますが、庭木としたものがどっさり植わっちゃいますね。周囲の合意も貰っているということですのでそれに道を挟んだところも貰ってますかと言うて確認をしたんですけど、貰っているということですので問題無いと思いますけれども。

議長

はい、ええとすいません、2番、大倉委員は欠席ですので事務局の方が報告をします。

事務局

はい、大倉委員は怪我のため欠席しておりますので代わりに説明致します。申請地はその他の2種農地ということで転用可能ということになっております。周囲の農地から、全てからですね、同意を貰っておりますので問題無いということで報告を受けております。以上です。

議長

以上、説明が終わりましたのでただ今より、質疑を行いたいと思います。何かご質問は有りませんか。

格段無いようでしたら私の方からちょっと皆さん方にご相談をしたいと思いますが、皆さん方に2枚綴りの地図に赤と青の塗り分けをしちゃうところの下に写真が有ります。2部いっちゃいますね、左上の端、香美市土佐山田町佐古藪と書いた分のこれをちょっと見ていただきたいと思います。

実はですね、51の1、下の地図でいう51の1、それから52の1ですかね、ここが、まあ、[REDACTED]君の所有の農地であってですね。現況は次の開けていただいたら載ってますが、石を置いたり、[REDACTED]です。で、そういう関係で庭石とか築石とかそんな石を置いたりとか、写真の奥の方ですね、結構背の高い木が植わってます。そんなことでもう既に隣のハウスの所有者からですね、まあいうたら苦情がきてですね、この木を切ってほしいと

か、それからハウスに近い方に石が並んじゅうがです。朝日の影になるのでこれを何とか撤去してほしいということで話が既に有ってます。それから本人にも文書においてですね、改善をしていただくようにということでお願いをして有ります。ただ、全然音沙汰もなし、それから移動も有りません。石の移動も。改善をする見込みも有りませんが。今度この申請でですね、5条申請で先程説明があったところではですね、皆さん方も写真の地図を見ていただいたら、さっきの説明の中の地図を見ていただくと5の1、次のページを開けまずと黄色で囲んだ枠が有りますが、そこには結構背の高い木が植わってます。これは建設のために切るそうです。ただ、自分のえい時には切るけども人から色々苦情が出た時に全然動きがないのに、これを果たしてそうですか、許可しますよということが、どういいますか、そんなことで委員会としてはいいんかなあ。やっぱりいろいろ注意をして注意をしてあるけども、その点について改善されないのに、まあ、息子さんの家を建てる時にはすんなり許可を出すのが、どうかなという私の思いです。県の方でいろいろ調べましたけれども、こういう時に許可をしないということにはなかなかいかんらしいですね。それで認めるは認めざるをえんけれども、この点について強引、かなり強行にですね、農業委員会では色々意見が出て、わいわい言われいうことについて改善も無いのに自分ところの許可申請についてはすんなり、許可が出たというふうなことになるのは果たしていいかなという私の勝手な思いをしています。皆さん方でその点をまあそりゃあえいわやとそんなこと認めてあげようと言われれば、そりゃあ、そこまでですけど。

まあ、本人にはですね、こういう意見も出たよということを報告をしてですね、こんな言い方したら悪いけど、しぶしぶ許可を出したというふうなことでもお願いができればなあという思いをしていますのでひとつ皆さん方のご意見を頂きたいです。

委員 (16 番)

はい。

議 長

はい、どうぞ。

委員 (16 番)

会長の説明でハウスへ、その木とか石とかが影になってちょっと作物に影響してるという、家建てた場合は、2階でも建てたらかなりの。

議 長

ここへ建てるわけじゃない。

委員 (16 番)

ここじゃない。

議 長

ごめんよ。場所が違う。

委員 (16 番)

あ、そうか。

議 長

こことはもう。全然違うけど、このハウスへ迷惑しゆうというのはこのハウスの地主さんから前々言われゆうわけよ。あの木を切ってほしいと、石もちょっと移動してほしいと。こっちもそれももう随分前から言われちゆうきよね、今年の春頃。

委員 (16 番)

わかりました、わかりました。場所が違うってことは。

議 長

それは写真も撮って、私と事務局も行ってですね、現場も見て本人には直接は会ってません。ただ、文書によってはね、改善をして欲しいとお願いはしています。

- 委員 (16 番) 続いて、今度申請のところは地図を見ると 5 の 1 の下の航空写真を見ると中に写ったもんがあるけど、これは何m離れちゅうけど、影になるには心配ない。
- 議 長 けど、隣地の許可をもらうちゅうと。
- 委員 (16 番) いや、隣地やけど、まだもうひとつ向こうよね。ハウスが、ハウスやお、これ、ハウスやない、白いの。白いずっと通りになっちゅうのハウスと違うかえ。
- 議 長 これか。ハウス。
- 委員 (16 番) ハウスやお。
- 委員 (2 番) これ、航空写真で見ると短いけど、かなり有りますよ。
- 委員 (16 番) まあけど、それこそ、太郎丸にあるように朝日が当たらんという、関係は、関係ない。
- 議 長 そこまでは個人的に言う人もおるかも分からんけれども、この人に関しては言わんと思いますよ。
- 委員 (2 番) 隣は。一緒やない。一緒やなかったら、■■■■さん。
- 議 長 いや、隣じゃなくて、隣の隣の白い、ハウスみたいに見えるが、話に聞くとマルチらしいけど。
- 委員 (2 番) ハウス建ってない。
- 委員 (16 番) ハウスじゃない。
- 議 長 まあ、今度建てようとしゅうところの隣地はですね、承諾を得ちゅうがやね。
- 委員 (2 番) 隣の■■■■さんだけあたっちゅうがやないです。なんかそんな話を聞いたけど。
- 議 長 今建てようとしゅうところは庭木みたいな雑木、そういうのが植わっちゅうがやね。自分が庭をやりゆうきよね、どっかへ売ったりするような木が植わっちゅう。
- 委員 (16 番) 朝日も関係なければいいですけど。
- 議 長 私はね、隣地の許可を得ちゅうということであれば、それは承諾をされちゅうと思います。隣地の隣の隣まで許可をもらえということには。
- 委員 (16 番) まあ、説明よね。ここへこういうものを建てるという説明は守らなあ。どうかなど。今、委員会としては確かに周囲だけもらえれば委員会は通りますよということだけど、後々朝日が当たらんかったということが出てこないように一応断りっていうのは地主の方が。
- 議 長 よくわかりました。
- 委員 (16 番) もしなんじゃったら、しちよくべきじゃないろうかと指導をしちよいて。

議長 だけど、そこまではね、なかなかね、指導は行き届かん。隣の隣までは。仮にほら、隣がよね、ほんと4m、5mばあの間隔が開いて隣やったらよね、隣地確認。何回か前の会で言うたかもわかりませんが、高知市内なんかは。

委員(5番) ちょっと雑談が多うて聞こえん。

議長 隣地の隣地までの許可をもらわんといかんじゃないかという話が出たけど、そこまでの必要性は無いんじゃないかねという私の判断です。他に何かご意見有りませんか。

委員(5番) はい。

議長 はい、どうぞ。

委員(5番) この部分じゃあけんど、資料5とか、これやっばり、今までそういう違法転用というか、違法に農地を他に使いよって売買やした場合に、香北町の場合も若干色々問題があつて話し合いもしたところやけんど、まあ、それに若干似たような感じとも思うもんで。それがけんど、これを理由に許可をどうこうという説明もあつたき。あんまり不公平にならんように、かなり法的な問題があつて厳しいことは言えんかも知れんけど。それは指摘しておかんと後々あれはこうやつたき、これはこうじゃつていうことになつても農業委員会の立場がのうなると思う。ほんでそのへんは特にハウス農家から木を切ってもらいたい、石を除けてもらいたいっていうのを事前に今まで言われてきておる中で、こういう許可の申請が出たつていうのを僕は若干重く受けとめにやあ、この農業委員会の立場がのうなりやあせんかと思うけんど。今までも自分の関係でも違法転用しちよって売買ができんとして、それでまた元へ戻つて手続きとつた事例もあるもんで、その辺をよう考えちよかなあいかんじゃないかと思ひます。以上です。

議長 私もですね、今日それを思つてですね、事前にちよつと職代の方と検討させて頂いて、今日はそういうことを皆さん方に伝えちよくべきじゃないかということですね、資料を拵えてもらつて今日の会にかけたわけです。3条申請ですと、これやつたら農地は買えないということ有ります。5条やつたら家が建つかよということになるとやっばり、さっき言うたように不公平ていうか、かなりそういう感じ有りますけんど。まあ、農地法で言うると農地の取得と家を建てるとはまた別だというふうな判断をすればそうなりますけども、香美市の農業委員会としてはですね、今日これを許可しないと言うわけにはいかんかも知れませんが、事務局のほうからですね、こういう意見が、厳しい意見が出たよということば伝えていただきたいというふうに思つてますし、この違法にしちゆうところが解消されんと許可は出さんぜよいうわけにはいかんということですので、まあひとつそこはご理解を頂きたいと思ひます。

皆さん方からもつとつと強硬なご意見があればですね、それは承つていきたいと思ひます。ご意見としては、別になければですね、本人にこのことを伝えるということばかまいませんかね。はい、わかりました。ええと他に何かご意見ございせんか。ないようでしたらですね、議案第3号について採決に入りたいと思ひますが、ご異議ございせんかね。

— 異 疑 な し —

議長 はい、それでは、議案第3号農地法第5条の許可申請について賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

- 議長　　まあ、条件付というか1項をつけてですね、お願いをしたいと思います。よろしくお願ひします。
それでは、続きまして、議案第4号非農地証明についての説明をお願い致します。
- 事務局　　議案第4号非農地証明願ひについて説明します。
1番、申請人、XXXXXXXXXX、申請地は香北町吉野字中ノ町445番1、地目は畑、面積は201㎡、非農地化した理由は昭和60年以前から近隣の方に駐車場として貸しており、現在に至る。調査委員は宗石委員で資料は7です。
- 議長　　すいません、宗石君お願いします。
- 委員(10番)　　はい、195号線の吉野というところを南の山の方に向かって300m位行ったところが場所です。約30年位から隣のXXXXさんが借りて、このようになっておましてちょっと広場も有りますが、これは完全に道路になっておまして、まあもう仕方がないというような感じで。以上です。
- 議長　　はい、以上で補足説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思ひますが、皆様方からご質問有りませんか。
- 委員(5番)　　この資料7の2の①の簡単なハウス。パイプハウス。これは別、別。これも含んじゅう。
- 委員(10番)　　たぶん、XXXXさんが、申請までXXXXさんがやったのでXXXXさんになってますけど。この人が借りてここ全体を買うような感じでしたので、たぶん、XXXXさんのゴミじゃないろうかね、これは。
ここはあんまりよう見ざったけど、他のところは見たんですけど。
- 委員(5番)　　これは含んじゅうわけ。
- 事務局　　ビニールハウスが建っちゅうところは含んでます。
- 委員(5番)　　含んじゅう。
- 事務局　　はい。
- 委員(5番)　　黄色い、こう線が入るけど線がないと思つて。
- 議長　　ハウスも囲まれちゅうきね。線の中に入ちゅうきね。
- 委員(5番)　　了解、了解。
- 議長　　門脇君。
- 委員(16番)　　はい、これは非農地として宅地として売買する。雑種地として。
- 委員(10番)　　ここらへん、完全にもう人がおらんったりとか、年がいつてXXXXさんがこの状態で使うんじゃないろうか。家はそれほど。

委員 (16 番) 畑やき、これを、目的というか。

事務局 まあ、登記官が決めることです。現況は雑種地になるかと思えます。駐車場ということになってます。

委員 (16 番) 税金が高いき。

議長 他に何かありませんかね。格段無ければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 疑 な し —

議長 はい、それでは、すいません。議案第 4 号非農地証明願いについてですが、議案どおり賛成の方の挙手をお願い致します。

— 全 員 挙 手 —

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして、議案第 5 号農地法第 4 条の規定による届出についての報告ですが、この説明をお願い致します。

事務局 報告第 5 号農地法第 4 条届出報告について説明致します。
1 番、申請者、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町秦山町 1 丁目 2 9 番、地目は田、面積は 1 6 5 m²、転用目的は木造 2 階建 1 棟、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は 8 で調査員は事務局西村です。
以上です。

議長 この件につきましてはですね、地図から見て頂いてもわかるように市街化区域内の件です。既にお家も建てて数年経ちゅういうふうな感じを受けますが、この件についてはですね、報告案件ですが、皆さん方からご質問を頂きたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。格段無いようでしたら報告のみとさせていただきますのでご了承させて頂きたいと思えます。
続きまして、議案第 6 号農地法第 5 条の届出の報告についての説明をお願い致します。

事務局 報告第 6 号農地法第 5 条届出報告について説明します。
1 番、譲渡人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町字宗目殿丸 3 8 5 番 1、地目は田、面積は 5 1 m²、転用目的は庭、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は 9 で調査員は事務局西村です。
2 番、譲渡人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町字東白井 2 2 5 1 番 3、地目は田、面積は 4 4 7 m²、転用目的は木造 2 階建 1 棟、権利の種類は所有権移転贈与、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は 1 0 で調査員は事務局西村です。
3 番、譲渡人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、譲受人、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX、申請地は土佐山田町宝町 3 丁目 5 0 番、地目は畑、面積は 2 8 7 m²、転用目的は庭と駐車場、権利の種類は所有権移転売買、区域区分は市街化、開発行為は不要、資料は 1 1 で調査員は事務局西村です。

以上です。

議 長

議案第6号について報告が有りましたが、ただ今より、質疑を行いたいと思います。皆様方からご質問があれば、ご発言をお願いしたいと思います。

すいません、資料の10です。これ、あのう私もですね、勝手に判断したかですけれど、こここのところの市街化区域がここまで市街化に入っちゃうかっていうことで質問を先日しましたけれども、この家の予定地のすぐ南辺りまで市街化区域の線引きがされてるらしいです。この申請があるところは市街化に含まれているということらしいです。なかなか境がちょっとわかりませんけれど、そういうことらしいのでご報告をしておきます。

市街化区域の中であればですね、格段問題は無いかと思しますので、ご質問が無ければですね、報告案件ですので報告のみとさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは続きまして議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問でありますが、これの説明をお願いを致します。

事 務 局

諮問第7号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、補足説明致します。

まず、所有権移転の分について、議案書は7ページ、資料は12から15となります。位置図と写真を添付していますので、併せてご覧ください。

1から4番とも、高知県農業公社の農地流動化事業を活用した所有権移転となります。申請地は、土佐山田町楠目字前行の隣接した農地となっています。公社が一時保有した後の受け手となる方は、XXXXXXXXXXさんでユズを栽培する予定となっています。

続きまして、議案書8ページ、資料16の貸借分について説明します。

1番は、貸付人の要望により、借受人が青ねぎを栽培しており、再設定となります。

いずれも農業安定基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長

以上説明が有りましたが、ただ今より質疑を行いたいと思いますので、ご質問がある方はお願いをします。4筆についてはですね、地図で明記されています。一箇所にとまっていますが、XXXXXXXXXXさんは既に柚子、こっちの方で作ってます。地図で言うと15の1の4-137の右下辺りに既に柚子が植わっちゃうと思います。そんなことですね、この辺に集中をしてとかまとめてですね、柚子栽培をしたいという気持ちですね、ここを取得されちゃうと思います。XXXXXXXXXXの方でも柚子作っちゃうと思いますが、住所はXXXXXXXXXXに出て来てまして柚子の加工をしてですね、販売をするというふうなことで栽培しちゃうと思います。

まあ、草の管理が大変やと思いますけれど、今はきれいに管理をしながらですね、柚子をきちっとこう整然と並べて植わってまして、たぶん、消毒するにしてもですね、スピードスプレーヤー入れたりすることが可能な農地になっちゃうと思います。

皆さん方、格段ご質問は有りませんか。格段無いようでしたら採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 疑 な し —

議 長

異議無いようですので採決に入りたいと思います。議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問についてでありますが、議案どおり賛成の方の挙手をお願い致します。

議長

はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第8号その他の件ですが、今回につきましては貸したいという案件が出てきておりますので説明をお願いします。

事務局

貸したいについて説明致します。
1番、所有者は[]さんです。
所在地は土佐山田町岩積字竹ノツゴ391番1、面積は952㎡となります。
金額については相場ということで申出書が出ております。資料は17となります。
以上です。

議長

説明が終わりましたが、ちょっと私の方から報告をしておきます。この場所につきましてはですね、実は今年まで[]さんという方が借って作っておりました。ところが、若くして40代だと思っけど、亡くなりました。そんな関係でですね、お父さんがかなり手広うにいろんな野菜を作って出荷をしてましたが、お父さんがたぶんようせんだろうというふうな判断を元にですね、お返しをしたと思います。この17の1の黄色に囲んじゅう枠の右側、そこもですね、[]さんが借りておりました。けれども地主さんと違いますのでこの人はどういふふうにされるかわかりませんが、[]さんていう人の土地についてはですね、返ってきたんで誰かに作って欲しいという希望の元に申請が出ちゅうと思います。場所につきましては、駅前の県住のすぐ南側です。昔の農業振興センター、あそこは今農済が入ってますが、その前寄りに場所としてはなってます。誰か農業委員会の方にもですね、借りたいという人もおろうと思しますので、そういうことで、また、事務局の方にはお世話にならなあいかなと思ひます。よろしくお願ひをしたいと思います。この件について何かご質問は有りませんか。格段無ければですね。その他の件に。

事務局

9月13日に農業委員会の研修が有ります。今日お手元にですね、農業委員会必携というのお配りしておりますが、これが当日の研修会のテキストになりますので、持って来ていただくようによろしくお願ひを致します。一応出席される方で確認ですけど、バスを利用される方は、物部ふれあいプラザを11時25分、保健福祉センターを11時40分、香美市役所前を12時となっておりますので、よろしくお願ひを致します。何か研修のことで質問とかないでしょうか。よろしくお願ひします。

議長

もう1件すみません。皆さん方に2枚の写真の方、赤と青で塗ちゅう写真のついた分について、ちょっと説明をさせていただきます。実はですね、この青い部分の中に点々点がおそらく入ちゅうと思います。これハウスの2連棟のハウスが建ってます。中にはニラを作ってますが、その人がですね、隣の赤いところの場所には、1ページ開けていただいたら、①には右に木ががっぽり茂ってきてですね、ハウスの上へ被さってきてます。それで、この人は今は、ポリを巻き上げて天に括りつけて有ります。ただ、もう少ししよったら、下ろして暖房したい、保温をしたいということもあつてですね、その希望が有りませうけれども、この木がこんなに触りよったら、破れたら嫌やき、もうちゅうと待ちゅうということですよ。実はこの1-1、2を見ていただいたらわかるように左の方にちょっと1m50位のところにですね、昔々畦があつたそうです。ほんで東側の今の現況を見るとですね文旦の木を植わってます。もう高いところは2m以上の高さになってます。文旦が。ただ、今こう見るとですね、雑木が混じつて中に生えたり、今年は特に上に蔦のようなもんが文旦の木の上へぼったり被さつて文旦の葉っぱが見えないような状況になってます。完全には手入

れをしゅう状況では有りません。昔は何か手入れをして文旦を採りよったという事ですけれども、隣地とのはっきり言うたらトラブルです。昔ここに畦があった畦をハウスの人が除草剤をかけて畦が壊れたと。ほんで木を切っただけで欲しいということで私と西村君とは、過去半年前位にも1回本人のところへお願いに行きました。行ったけれどもですね、畦を壊して境をわからんなっちゃうき、畦を直してくれたら切ってもいいですよと言われました。その時に鳥の糞です、種が落ちて何か分からんような雑木が3本生えてます。それはねえ、10mばあ背が高くなっちゃうがです。それだけでも切って、切りちやっつてよと言いましたけど、それもいかんと言うて断られました。いよいよハウスを張らなあいかん段階で、何とかならんろうかということで農業委員会にも再々来てますんで。私も地元ですので黙ってはおれんということで先般双方とこの畦を作る業者とを集まっていたいて、私たちは畦の業者を呼んでなかったですけど、その人もハウスをしゅう人が呼んでくれてました。それでですね、畦の直す方法とかいろいろ考えましたけれど、結構お金がかかるということでですね、突き上げてそのまま直すがです。ただ、ここハウスは北側から写真を撮ってます。上が南から撮ってます。車が入っていくような道は有りません。その関係です、仕事しても大変やという思いをしてましたけど、このハウスの方の土を重機が欲しい、小さい重機が入って来たらですね、土を掘って畦にしてもかまんということで話がつきましたけど、結構お金がかかるということでですね、人のんくの畦へなぜそんなに銭出さなあいかんぜえと、そういう思いもあってですね、今のところちょっと頓挫しちゃうがですけど、今朝も私のところにそのハウスの作りゅう人が来てですね、お母さんとお話をしたけど、結構お金がかかるき、もうようせんと言いやうという話になりましたけど、木を切っただけで欲しいというのはやっぱり法的に言ってもですね、あのう、昔々5年ばあ前にこの文旦の木をハウスの人が切って警察に訴えられというようなことで警察に事情聴取をされました。ほんで、それは出てきちよっても他人のもんは了解をして切らんと勝手に切られんと、そういうふうに言われたということです。そんなこともあってですね、今、尚更険悪な状態になっちゃうがです。私としては最終的には畦をしたら切ると言ってくれてますので、畦をしてほしいという思いが有りますけど、こういう場合になった時にですね、ハウスの方に完全に被害が出ゆうことはわかりますので強制代執行でいうか、そういうものも見よってやったことではない言うけど、市長が判断を下さんといかんらしい。今日は局長も来てますんで市長にはよく進言をしていただきたいと思うわけですけど最終的にはですね、まあ、何とかしちやらんと耕作ができんじやないろうかいうふうに思います。畦さえ出来たら、切ることにしては木を持ちゅう、文旦を作りゅう人がですね、切ってもいいですよという了解は得てますんで、ひとつ、こんな場合に皆さん方にいろんな例を言うてもね、ほんなものどこっちゃあおらんぞと言やあ、それまでですけど、難しい人は、何かええ案があれば有難いと思いますけど、何か有りませんか。文旦は既にですね、このハウスと境界の分までざっと1m50位あるかな。今にも文旦が上から落ちてきて、うちのハウスの上へ文旦が落ちゆうということは、その木が俺んどこへ落ちゆうと言うわけですけど、誰が見ても分かります。せめてですね、境界としたところまでの分を切って、切っちゃつてくれんかえと木を、木を作っちゃう人の文旦の方の切っちゃつてくれんかえと言うけどそれもいかん。やりようがないがです。どうしたらいいかと。ゴミ屋敷は強制代執行でようテレビなんかでようやりますんで。ああいう方法でも取れんのかなあという思いがあってですね、皆さん方にええ案があればご意見をいただきたい。そして畦をしてくれるということになればですね、解決をしていくかもわかりませんけど。ちょっと報告です。今ちょっと農業委員会が頭を悩ませている報告です。さっきも言うた■さんの方もですね、隣から苦情が出ちゃうがです。外にも何ぼでもこういう例はあるんですけど。隣の人からですね、苦情が出てこん限り、我々が勝手にそこへ入って行って、おま

んこれ邪魔になっちゅうじゃいかってそんなこと言えませんので、苦情になつて実際に農業委員会へ申し込みがあっちゅうのはこの2件でして、1件がですねこういう状況です。すみませんけど、何かこう案があれば有難いと思ひますけど。最終的には強制代執行とかいう手もとろうと思つたらとれんかもとれるかもわかりません。なかなか大変な問題じゃないろうかというふうに思つてます。何かえい案は有りませんかね。

委員 (16 番) その畦というのはどの程度のものというか、こまいユンボで彫り上げて。

議 長 土畦でね。ええと、昔々は1輪が通れるばあの畦やったと。今の話ではね、下を50cmそれで勾配とつて25cmばあ上げた、それで上を30cm、そういう形の畦を作つてつて言つて、それはねえ、やっぱり業者に言わしたら結構莫大な量がいると。

委員 (16 番) 土が。

議 長 そう、土はハウスの方の土をね、溝後にして掘つてこう上げてもろうてかまよつて言うけど、それをやると結構なお金がかかるということ。

委員 (16 番) それでもかかると。

議 長 そう。ほんで、ちょっと二の足を踏んじゅうが。そこまでの畦にはせいでもと思ふけど、それを畦を拵えた言つてもそんなんじゃいかんて言われたら話にならんがよ。1年、2年でね、たぶん、元の黙阿弥になると思ふ。

委員 (16 番) そりゃあ、土やったらね。

議 長 上を人が通るわけじゃないし、けんど難しいことを言うというか、昔はそこへ草が生えて根っこが張つて、ほんでその畦が保たれちよつたと言やあ、わかるけんどそれを言われても今すぐそこへ草が生えるわけじゃないし、例えばやつたばかりの時によね、大雨でも降つたりしたらすぐに壊れるかもわからんでは言つて有ります。けんど、その畦を拵えんと切られん、現場、私はねどうしてもいかざつたら皆連れて行つてそこへ行つて見せる。

委員 (16 番) 掘り上げて、片一方を掘り上げて載せるばあやつたら、それほどかからんと思ふ。

議 長 それはそういうけんど、業者さんは業者さんで言い分があつて、この木を切つて、まあ言うたら下で作業するために、まあ言うたら木をしずえちゅう分を切つてよね、それから作業に入らんかんとするわけよ。そうなるとやつぱりね、何人が役がいて、そうしよつたらなんぼかいるというわけよ。いろいろ案があつたらお聞かせいただきたいです。

委員 (14 番) この木が生えちゅう方が一番高い。

議 長 全然一緒、一緒、向こうから水が入つてきゆうわけよ。ほんでね、畦がすんぐに壊れるがよ。

委員 (16 番) 業者が木を切つてやらなあいかんて。

議 長 それはあくまでもしずえ切りだけで、そこへ機械が入つたりとか人が通つたりするのに頭へまぎるきよね。それは切らなあいかん。

- 委員 (16 番) それをやったら地主が切るって言うのじゃき。
- 議長 それは切る。けんど切るのもね、影になる分ばあ切るがで、全部切るわけじややない。
- 委員 (5 番) 会長。
- 議長 はい。
- 委員 (5 番) その地主が切るんじゃないろう。ハウスの、この人が切らせてもらうんじやお。
- 議長 そう、けんど、それはあくまでもねえ、話の中では畦をしたらよね、地主が切ると言うがやね。
- 委員 (5 番) 地主が切る。文旦の地主が。
- 議長 はい。
- 委員 (5 番) そうかそうか。
- 議長 それがどればあ切るかは知らんぜ。けんど、その今の業者さんが言うのには、やっぱり頭へ被さって来たり作業するのに邪魔になる分は切らなあいかん。その木の分についてもよ、経費がいるぜって。その畦に含まれるわけよ、作業賃でね。ほんでまあ、お金がのってくるということもあると思います。
けんど、私らあととしては、事務局となんぼ話しても、畦をせいでも切れえと
言う、それは言えるかもわからん。影になっちゅうきね。
- 推進委員 (10 番) 影になっちゅうき。
- 議長 うん、影になちゅうき。
けんど、元々はここに畦があったがを、おまんくが壊したという言い方をするわけよ。ほんで、畦を拵えてくれたら切っちゃおと言うきよね、そりゃあ、もうそこを何とか畦をやってくれんろうかというのが私らあのお願いです。それが出来たら、木を切れということは言えますけんど。
- 委員 (10 番) これ、畦作ったら、木切りにくうなと思いません。畦を真ん中へ作ったら人の土地に入って木を切らなあいかんなるきね。
- 議長 他人が切るがやない。その木の、植えちゅう地主が切るがやき。自分くの地へ入って切るがやき。
- 委員 (10 番) 相手の土地へ落ちるろう、絶対。出ちゅうがやき。
- 議長 それはもう、何ぼ倒れてもろうてもかまんけんど。その木をよね、どっかへ持って行って出せとか、そんなこと言われてもようせんでと。現にその地主、木を植わっちゅう地主さんの方へ倒してもろうて構いませんて言われちゅう。それは話をしています。それはね、うんとね、有り難いがですよ。それを俺んくへ切りばあしたらいかんとか、全部切った分をどっかへ持って行って処分をせえじゃあ言われたらね、また、大変ですよ
- 委員 (9 番) これ、けんど木を切るっていうがは、その時だけやろう。また何年かしたら

被さってきて。

議長　　そこまではもう。

委員(9番)　　また、同じようになるがやろう、絶対同じようになるき。

議長　　そりゃあ、絶対。畦がのうなるき。またほら。

委員(16番)　　それこそ、小さい、一番小さいユンボでも持って行って畦の形を作るしかないろう。

議長　　業者さんに頼めとか本人にせえとかなかなか言えん。

委員(16番)　　スコップじゃあ、小そうてようせんろう。

議長　　スコップじゃあようせんろう。

委員(16番)　　こんまい、それこそこんまい。

議長　　それは入れる。どっか通いたらね。軽四が入らいでも道はある。ただ、もうその辺の石かけは全部崩れたか何かで、もう水が全部田へ入りゆう、漏れゆう。結論はなかなか出んと思います。そういうことで私としては畦を作ってもらうことを待ちゆう次第ですので、一応報告です。こんな例もあるということで委員会として事務局も頭を悩ましちゆうよということでもありますし、皆さん方から何かええ案があったら有り難いと思うわけです。今日は推進委員さんの方もたくさん来ていただいています。何かご意見有りませんかね。

推進委員(10番)　　畦板を打ったらいかんですか。

議長　　え。

推進委員(10番)　　畦板を。

議長　　いかん、いかん。昔は一輪が通りよったと言いよった。畦の上を通りよったと。昔は。

推進委員(10番)　　こればあ広さがあつたら一輪通りやあせん。あつ、こつちながが。

委員(5番)　　畦の上を通りよったと昔は。

委員(8番)　　自分で、ユンボ借ってきて自分で。

議長　　そうやけど、自分がそうやって使える人やつたらええけどさ。ほんでまあ、業者に頼んだわけよ。

はい、どうぞ。

推進委員(16番)　　農業委員会では議論するのはね、なかなか難しいと思います、実際。調停とかして感情問題。

議長　　そうよ、そこよ。感情ばかり入っちゆうきよ、昔、警察に訴えられたじゃないこともあるがよ。根に持ちちゆうがよ。相手方はね、私んくも切ちゆうってここは切ったがで、枝を私んくの方のみかんの下へ放りこんじゃうって証

掘のように言うきね。なかなか難しい。そういうことで皆さん方にご報告だけですけど、もし、進捗があったらですね、次の会で報告させていただきます。はい、どうぞ。

委員 (14 番)

別の件ですけど、ちょっと皆さん、意見を聞かせてもらいたいと思って。2ヶ月、3ヶ月前には香北とか大橋なんかで移住者ができようかね、特例みたいな感じで家を買うときに畑がついちゅうとか田んぼがついて一緒に特例で一緒に買うてもかまんみたいな許可をどうかという話ができましたわね。それ、最近ちょっと山田でもそういう話があって、高知に所有者はおるんですけど、家がこっちにお母さんがおったところの売りたい移住者の人でもかまんし、そういう考えが僕の方へちょっと上がってきましてね。そこの家の前に畑が300㎡位はあるんですわ。それもやっぱり一緒に売らんと出入りも出来なくなるし、それだけ置いちゃうわけにはいかんて言うがで、畑付きで一緒に家を売りたいという相談も有りますけど、そういう4反以上買うたら畑も一緒に買えるという制約有りますけど、その移住者なんかやったらというところも有りますけど、なかなかそういう人も香北とかやったらどどん今のところ来てくれるけど、なかなか山田の方にはそう来んというなにか有りますわね。あたって畑したいという人と4反もなかなか1反2反作って仮に住みよって後で買いたいじゃ言うてもなかなか何年もかかりそうな、そういうところを皆さんどうお考えやおかと思えてよね、ちょっとこっちも相談されてね。

議 長

その件については私たちもいろいろ研究してます。事務局の方で説明しますけど、そういう方法も取れる方法が有りますので、ちょっと説明して。

事 務 局

以前そのやり方をちょっと、資料で配ったんですけど、法的にはですね、農業委員会が下限面積特別認めたらですね、そういった農地、少ない農地でもですね、許可出せることにはなってます。ただ、市長の意見をということで、会長も含め話した時にはですね、それを市長が進めるということもなく、もうちょっと研究してくれと、そこまで要望があるのかと。企画、定住推進課であるんですけど、そこに案件がどれだけあるのか、今のところ数件やとそういった要望。それがですね、非常に大きい要望になってきたらですね、また、研究してやってもいいというような話であって市長は反対でも賛成でもないということです。ただこの4月から香南市はそういった制度を始めております。やろうと思ったらできるんですし、どういうふうにですね、今後、要望が多いかどうかということと、やった後に問題が無いように仕組みがつくれるかってなってくるかと思えますけど。

委員 (14 番)

移住者やったらある程度できるけど、一般の人やったらなかなか難しいわね。

議 長

一般とは。

委員 (14 番)

そのう、移住者じゃないずつ。

議 長

例えば、山田の人が山田の町におる人が、その場合が小島へ来て買いたいと言うがやね。

委員 (14 番)

そう。

議 長

そりゃあ、けど。

事 務 局

空き家とセットで買う人は、たぶん問うてないと思います。ただ、単独の農

地をそういう特別にはやりませんよという。

委員 (14 番) 家と一緒に、セットで。

事務局 セットでっていうことで、そこへ買う人が誰というのは、そこまでは決めてないと。

議長 ただ、もう、面積がめちゃくちゃ広いとよね、それはちょっと問題があるかもわからんけど、今までの話では家庭菜園的にちょっと庭みたいな感じで付いちゅう。そういうものについては、今までは認められざったけれども、特例としてそういうことができますよという、県外でもどっさりやりゆうところがあってですね、うちもそういう研究をしたらどうですかというふうなことで、まあいいんじゃないろうかとやり方はあるんじゃないろうかというふうなことは考えてます。

委員 (16 番) その市長はどれくらい要望がありやあていうことで、資料としては出てないわね。相談とか集落で話しゆうくらいのことで表へ出てないわね。

議長 定住促進課っていうところがあるがですよ。山田の役場の中にね。そこには空き家バンクが8件言うたかな、何かあるがです。それに農地が引っ付いちゅうのはまだ今のところはないです。

委員 (16 番) そうやろう。いかんき、つけて、出してくれてないのやろう。

議長 そこはそうかもしれん。

委員 (5 番) あきらめちゅう。

委員 (16 番) そうそう、そりゃあ、もう売れんぞとなっちゅうろう。

議長 そのところはよね、広報なり何なり、もし、認めるであればアピールしちゃうたらよね、外にもあるところがあるかもわからなあね。

委員 (16 番) それこそ、集落で農業委員、推進委員もおるけど、その要望よね、あるのをじゃったらひろうて、一応委員会でもとめるなり、そういうのが何軒ある、もし、市長がそういうことであれば、調査を一応したら出てきやあせんろうかね。諦めちゅう。出ちゃあせんろうかね。

事務局 あのですね、実際のところはホームページとかに載ってないですけど、定住班のほうにですね、農地入りの要望っていうのは出てて、それが今のところ、聞いているのは数件、もっと潜在的にあるかもしれませんが。

委員 (16 番) あると思う、そりゃあ、あると思うぜ。

事務局 その政策が規模を要するのかっていうとこをもうちょっと吟味してほしいっていうのが。

委員 (16 番) 住宅自体が入れるっていうのと、もう壊して建て直して入れるっていうのをね、それを現についちゅうと、畑がついちゅうと。破して宅地として売りたいけど売れんところもありやあせんろうか思わあ。そんなところやっぱり、そういうことであれば調査なり、ちょっとしてみたら案件が出てきやあせんろうか。そういうところは受付しちよらあね。受付の方よね。

議長　　まだね、言うように調査をしてどうこうっていう段階じゃなくってよ、例えば、ここにこうした例があるけれど、これは何とかありませんかというように西村君によね、言われるようなそういう話でないと思いませんかと逆になんかどっかないかよ、ないかよ言うて探すっていう状況じゃないと思います。西村君が言われるようにこういう例がありゃあ、この家を買いたい人がこの土地も一緒に買えんかねと言うてくれると有難いと思います。それは前向きに進むと思うけれど。ただその筆だけを外して下限面積をうたわんような農地にしちよいて売るとか何とかせなあいかんがね。

事務局　　やり方としてはいろんなのがあるんですけど、下限面積を下げるとか、でもそれやったら非常に影響があるのでその筆だけを公告してその筆については下限面積は1aにするとか、今香北・物部30aですよ。それをその筆だけに設定するというやり方。

議長　　よそでも全部そういうやり方でやってます。公告の出さんといかん、それが何日間か公告をして、異議申し立てとかいうもんがなかった場合に許可になるということで県外なんかでやりゆう方法はそれいう方法らしいです。

事務局　　売れた後、それをおいとってもいいですけど、のけて、次はそれを1aで売れないようにする。

議長　　逆に今度ね。

事務局　　売る時はまた、元に戻ってます。

議長　　どうしても売りたい人が小さい面積も一緒につれて売りたい、買う人がおった。まあ、いうたらそこも何か努力をすれば可能になる方法は考えてます。けど事例をはっきり、ここでこういう場所で、家とずっと引っ付いちゅうとか、かなり遠いとか、そんなところも有りますので、そこはね、ケースバイケースで検討もないかな。全部が全部オッケーというわけにはいかん。

委員(16番)　それはそうとは思いますが。今の西村さんの説明で市長がそういうことであれば、どればあるかが市長自体がわかってないき、二の足を踏みゆろうと思うね。例はいっぱい有りますよとなれば前向きに検討してくれるんじゃないかと。

議長　　今のところ例が何ほでも有りますよというところへいってないと思うけど、例が出てこんき、この会について西村君からそういう例の一つがでてきたっていうことで、まあそういうことです。

上島君から話を聞くと■■■■さんが何か農地と一緒に家を買いたいとかいう話がある。

委員(7番)　有りましたね。結局ね、そこはもう買わないことになったので。小学校が遠すぎて、子供が通えないので今、違う人が■■■■の人がその家を買うように段取りをしています。

議長　　農地は別として。

委員(7番)　いや、農地も。少しだけですかね。家庭菜園位の分を一緒に買うようにしたいということ。

議長　　したい言いゆう。その話聞いてないよ。

- 委員 (7 番) まだね、たぶん、農業委員会まで行ってない。
- 議 長 今日の話でそういうことも出来る可能性が有りますよということですよ。
- 委員 (7 番) 一応、何か赤線がどうのこうのっていうのは前のそれは1回調べたので、家の耐震のこともあるので、ちょっとそこら辺の見積もりを取ったり、いろいろしています。
- 事務局 あと、市長がちょっと研究をしてくれて言いよった内容で、下限面積を小さい面積を持つ方を農業者としてどう扱っていくかという問題が出てくる可能性もあるということと、例えば1a買って次ちょっと広げたいのでまた買いたいと言った場合にはどうしたらいい、対応するとかですね。そういったところも出てくるのでそういった研究もするようと言われてました。そういうところも考えられる問題をですね、農業委員さん、推進委員さんにもちょっと考えて頂ければいいかなと思います。
- 委員 (16 番) これ、まだはっきりしてないけど有瀬地区で宅地、おそらく前、家だったの宅地とひとところ、田んぼがついちゅう。もう放置して雑種地になっちゅうと思うけど、元は田んぼになちゅうと思う。そこ売買にかかっちゃあ。今売りに出しちゃあ。
- 議 長 家をね。
- 委員 (16 番) その土地を。家はないのよ。
- 議 長 家はない。そうすれば地目宅地かえ。
- 委員 (16 番) そこは宅地じゃおと思う。もうひとところいながら引っ付いちゃあね。それはおそらく宅地じゃない。今はぼうぼうやき、雑種地になっちゅう、と思うけど、元はおそらく田で残っちゅうと思う。これらも今話したように売買する時には3反ないきね。
- 議 長 非農地にして売買するとかいう方法もあるきよ、そこはまあどういふふうなやり方をしようとするかは知らんけれども1つの方法としては農地から外して、外せるものなら外しちよたらよね。
- 委員 (16 番) 外さんと、あれ、一緒に売れんろうと思って。
- 議 長 そういう方法も有ります。もうけど、そりゃあ農地じゃないなっちゅうがやと現況は。
- 委員 (16 番) 現状は雑種地なの。
- 議 長 そんなところ、ほら、たくさんあると思うがよ。庭を、昔は庭やったけど駐車場になっちゅうとか、そんなんがあるきよね。たぶん、畑とか田でもよ、家が建っちゃあせん部分については、そういう地目が残っちゅうがあるろうきよ、それは農地にしてよね、家と一緒に売買するという方法もあるろうと思います。現況が農地であって、かちっと農地として作れる状況であったならそりゃあ、非農地というわけにはいかんきね。
- 委員 (3 番) 構いません。

- 議 長 はい、どうぞ。
- 委員 (3 番) 以前の農業委員会の中に農地部会と振興、農業振興部会、2つの部会が有り
ましたね。今の農業委員会の中にその部会はどのような位置付けになってます。
- 議 長 今は設定してません。ということは人数も減りましたし、委員はですね。そ
れから過去にもですね、そうやって分けてましたけれども、あまり、その農地
部会と振興部会が別々に活動というかそんな別に会をしたりとかいうこともな
かったんですね。委員としては農地も振興も両方の勉強をしていつたらえいん
じゃないかという思いもあってですね、分けてません。そういうことです。分
けてやったらどうですかという意見もあればですね、またそれは検討せなあい
かんと思います。
- 委員 (3 番) 例えば、今出たようないろいろな問題例について、そういったことを研究し
ながら、また、課題に取り組むというようなことが必要ならば、そういった部
会も是非活用したらどうでしょうかというようなことも有りまして一応。
- 議 長 わかりました。
- 委員 (3 番) そういう意見を出しました。
- 議 長 委員としたら、やっぱり、いろんな問題、処分らあについては全部把握しち
よってもらいたいという思いも有ります。あの問題は農地部会、こっちの問題
は振興部会で別々に協議をしてですね、半分の人が知らなかったとそういう会
には参加できんと言うんやったら、両方をもう全部、そんなにいろんな問題が
あって頻繁に会をせなあいかんていうことがあればですね、それはやっぱり皆
さんに負担がいくので、分けてもえいかもわかりませんが、そういう思い
があって今回は分けてません。皆さん方からご意見色々頂いてですね、そうい
うことをしたらっていうことになればまた検討したいと思います。
- 委員 (3 番) 我々としてはなるだけ会が無い方がいいですので、作らん方がいいですけれ
ど。事務局としてそういった問題が起きた場合によね、協議機関があった方が
いいと思えばそういうことにしたので、他の市町村でも農業委員会でもそうい
う例はないですよ。
- 議 長 高知市は分けてますね。
- 委員 (3 番) 人数が多いという。
- 事 務 局 高知市は農地部会ていうのがあって農地部会で農地法を審議すること分
けてやられてます。新制度の後ですね、地域部会を設けることができるって
いうふうに、ちょっと変わってまして、農地部会、振興部会でなく地域部会の方
へ移行しようて制度上はなってます。香美市においては、まだそういうのは設定
してないですけど。そういう状況になってます。
- 議 長 今日は色々ご意見があったかと思いますが。また、無理なお願いをしたよう
に思いますけれども、他に皆さん方から何かご意見等があれば賜りたい思いま
すが、格段無ければ本日の会をこれで終わりたいと思います。どうもお疲れ様
でした。有難うございました。
- 事 務 局 次回は、定例会は10月の5日、木曜日、山田です。

閉会 (14時51分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 (原)

署名 人 小松 源一 (小松)

署名 人 三谷 富重 (三谷)